

相談事例

ID: 01-03-009

相談タイトル

新築住宅の布基礎に残っているセパレーターの処理について

Q：ご相談内容

新築し、最近引渡しを受けた住宅（自宅）。先日、建物基礎周りを掘削したところ、地盤面下の布基礎部分及びフーチング部分に、仮枠保持のためのセパレーター金物が残っている状況が見られた。セパレーターの端部を残したままにしておくのは、法律上問題（違反）ではないのか。このまま放置しておく、と、建物に悪い影響が出るのではないのか。このような状況の改善を業者に求めても良いものなのか聞きたい。

A：回答

法律上の問題という点については、建築物にかかる各種法律ではそこまで細かな施行上の仕様については規定されていませんので、法律違反という言い方はできないと考えます。布基礎の幅の保持やフーチングの幅の保持のために用いるセパレーターの端部処理については、コンクリート打設後にその端部（頭部）を落とし、スチールの部分にはさび止め塗装を行っておくことは一般的に行われていることです。お問い合わせいただいている内容は、施工上の配慮や丁寧さといった部分が主となるものと考えます。また、長期にわたっての建物（基礎構造等）への影響については、セパレーターが長期間の中で錆びて膨らみ、コンクリートが爆裂を起こすなどの懸念が一切ないとはいえませんが、ほぼ問題がない状況と考えます。施工業者側の考えや説明もあり、話し合いを行うことになると思いますが、業者に伝え改善を求めることは過度な要求とは言えないと考えます。